

健康と信頼をお届けする



日清製粉グループ[®]



© 2012 Studio Ghibli

第176回

定時株主総会 招集ご通知

■ 開催日時

2020年6月25日(木曜日)
午前10時(受付開始予定：午前9時)

■ 開催場所

東京都品川区北品川4丁目7番36号
東京マリオットホテル
地下1階 ザ・ゴテンヤマ ボールルーム

■ 決議事項

議 案 取締役(監査等委員である取締役を除く)10名選任の件

新型コロナウイルス感染防止のため、本年は、当日のご来場はお控え下さいますようお願い申し上げます。

議決権行使は、書面又はインターネット等による方法でお願いいたします(詳細は本招集ご通知及び「インターネット等による議決権行使について」をご覧ください。)

総会当日のご来場につきましては事前登録制とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の状況等により、上記の時間・場所等に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nisshin.com/ir/stock/meeting/>)に掲載させていただきます。

総会ご来場の株主様へのお土産の配布は取りやめとさせていただきます。

株式会社 日清製粉グループ本社

証券コード：2002

(証券コード 2002)
2020年6月3日

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町一丁目 25 番地
株式会社日清製粉グループ本社
取締役社長 見 目 信 樹

第176回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第176回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止のため、当日のご来場はお控えいただき、議決権のご行使につきましては、後記「株主総会参考書類」をご検討の上、お手数ながら**2020年6月24日(水曜日)午後5時30分まで**に以下のいずれかの方法によってご行使下さいませようお願い申し上げます。

〔書面(郵送)による議決権の行使〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するよう折返しご送付下さい。

〔電磁的方法(インターネット等)による議決権の行使〕

同封の「インターネット等による議決権行使について」及び「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト『スマート行使』の使い方」をご参照いただき、上記の行使期限までに議決権行使ウェブサイトより議案に対する賛否をご投票下さい。

敬 具

記

1	日	時	2020年6月25日(木曜日)午前10時
2	場	所	東京都品川区北品川4丁目7番36号 東京マリオットホテル 地下1階 ザ・ゴテンヤマ ボールルーム

新型コロナウイルス感染症の状況等により、上記の時間・場所等に変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nisshin.com/ir/stock/meeting/>)に掲載させていただきます。

3 目的事項

報告事項

1. 第176期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第176期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)10名選任の件

4 議決権行使に関する決定事項

議決権の重複行使のお取扱いについて

- (1) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (2) インターネット等と議決権行使書の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等により行使されたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5 その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「新株予約権等に関する事項」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nisshin.com/ir/stock/meeting/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、監査等委員会が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している事項となります。

以上

- ◎ 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nisshin.com/ir/stock/meeting/>)に掲載させていただきます。
- ◎ 第176期の期末配当につきましては、末尾記載の「**剰余金の配当のお知らせ**」をご参照下さい。

新型コロナウイルス感染防止のため、本年は、書面又はインターネット等により議決権をご行使いただき、当日のご来場はお控え下さいますようお願い申し上げます。

- ◎ 本年は、新型コロナウイルス感染防止のため、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため大変恐縮でございますが、**当日のご来場は事前登録制とさせていただきます**。当日のご来場には事前登録が必要になりますので、ご希望されます株主様は、同封の「第176回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について」に記載の「当日のご来場に関する事前登録について」をご覧ください、事前登録受付期間内にお申込み下さいますようお願いいたします。なお、入場者数の制約の関係で、事前登録希望者数が予定座席数を上回る場合には、抽選とさせていただきます。ご出席いただけます株主様には、当社より「登録票」をお送りいたします。当日ご来場の際は会場受付において、お手数ながら登録票をご提示いただきますとともに、同封の議決権行使書用紙をご提出下さいますようお願い申し上げます。代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付へご提出下さいますようお願い申し上げます(代理人は、当社の議決権を有する他の株主の方1名とさせていただきます)。
- ◎ 本年は、入場者数の制約の関係でご来場いただける人数に限りがございますことから、事前に株主総会の目的事項に関するご質問をお受けいたします。手続き等の詳細は同封の「第176回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について」をご覧ください。
- ◎ 総会当日のご留意事項につきましては、同封の「第176回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について」をご覧ください。
- ◎ **総会当日までの感染拡大の状況等を踏まえ、会場や開始時刻、株主総会の運営方法等を変更する場合がございます。変更の場合、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nisshin.com/ir/stock/meeting/>) に掲載させていただきますので、ご確認下さいますようお願い申し上げます。**

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 当社グループを取り巻く環境及び当社グループの業績

当期につきましては、国内の景気が緩やかな回復基調にある中、年初以降、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により、経済及び社会基盤は深刻かつ広範な影響を受けました。また、先行きの経済環境は、極めて不透明で予測困難な状況となっております。

このような中、当社グループは、社会的使命である小麦粉をはじめとする「食」の安定供給の確保に最優先で取り組み、また、その使命を支える従業員の安全確保に努めております。各事業におきましては、2020年度を最終年度とする中期経営計画「NNI-120 II」を通過点に、長期ビジョン「NNI “Compass for the Future” 新しいステージに向けて ～ 総合力の発揮とモデルチェンジ」で描く目指す姿の実現に向け、更なる成長の基盤づくりを着実に進めております。その一環として、昨年4月に、豪州全土で小麦粉関連の事業を展開する Allied Pinnacle Pty Ltd. の買収を実施し、同7月に、総合中食サプライヤーであるトオカツフーズ株式会社を連結子会社化しました。その一方で、本年3月に連結子会社である日清ペットフード株式会社の事業をペットライン株式会社に譲渡しました。

当期の業績につきましては、売上高は Allied Pinnacle Pty Ltd. 及びトオカツフーズ株式会社の新規連結効果により、7,121億80百万円(前期比126.0%)となりました。利益面では、米国製粉事業の収益悪化、M&Aに伴う統合関連費用、人件費、物流費等のコストアップがあったものの、新規連結を含む中食・惣菜事業、既存の医薬品原薬やエンジニアリング事業の好調、Allied Pinnacle

Pty Ltd. 買収に伴い前年に一時費用が発生した反動等により、営業利益は288億52百万円(前期比107.2%)となりました。なお、販売面では国内の消費が低調に推移する中、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、家庭用食品の販売が一部増加しました。また、厳しい競争環境にある米国製粉事業は、感染症の影響は不透明ですが、回復軌道への転換に目途が立ちつつあります。一方、経常利益は Allied Pinnacle Pty Ltd. における利息の負担を主因として314億34百万円(前期比98.0%)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、米国製粉事業の一時的な業績悪化を保守的に捉えた減損損失、また、トオカツフーズ株式会社の連結子会社化に伴う段階取得に係る差益を計上したことを主因として、224億7百万円(前期比100.6%)となりました。

当期の配当につきましては、連結ベースでの配当性向の基準を40%以上とし連続増配により配当の上積みを図る基本方針のもと、当初の予想どおり、前期より2円増額の1株当たり年間34円としました。

② 当社グループの営業概況

当社グループは、国内においてはすべての領域にわたり、販売促進活動の強化、生産性向上に努めるとともに、引き続きコスト削減や調達コストに見合った適正な利益の確保に取り組みました。また、海外においても、事業基盤拡大のための施策を積極的に推進しました。

新製品開発では、新規性、独自性があり、高い付加価値を持った製品の継続的な開発を行い、新市場の開拓に注力しました。

また、高品質で安全・安心な製品をお届けするため、

品質管理体制の一層の強化・充実に努めてまいりました。

当社グループ各事業の営業概況は以下のとおりです。

なお、従来「食品事業」に含まれていた「中食・惣菜事業」につきまして、トオカツフーズ株式会社を連結子会社化したことにより、質的、量的に重要性が大幅に増し、これに伴い中食・惣菜事業のマネジメント体制の強化を図ることとしたことから、独立した事業区分として記載する方法に変更しております。このため、前期比は当該変更を反映した遡及修正後の数値で算出しております。

◆ 製粉事業

国内製粉事業につきましては、消費者の節約志向の継続等を背景とした厳しい市場環境の中、新規顧客の獲得を進め、業務用小麦粉の出荷は前年並みとなりました。また、昨年4月に輸入小麦の政府売渡価格が5銘柄平均で1.7%、10月に同8.7%引き下げられたことを受け、それぞれ昨年7月及び本年1月に業務用小麦粉の価格改定を実施しました。

副製品であるふすまにつきましては、価格は堅調に推移しました。

海外製粉事業につきましては、Allied Pinnacle Pty Ltd. の新規連結効果等により売上げは前年を大幅に上回りました。販売環境の厳しい米国製粉事業においては、米国及びカナダの主力工場の生産能力増強が完了したことを踏まえ、これまで北米の需給調整機能を担ってきたミネソタ州のニュープラーグ工場を昨年12月に閉鎖しました。事業は回復軌道への転換に目途が立ちつつあり、今後、経営資源を成長地域に集中し、更なる事業基盤の強化を図ってまいります。

この結果、製粉事業の売上高は、3,067億45百万円(前期比124.7%)となりました。営業利益は、米国での販売競争による業績悪化があったものの、前年に発生した買収関連費用の反動や国内ふすま価格の堅調な推移等により、93億26百万円(前期比101.6%)となりました。

◆ 食 品 事 業

加工食品事業につきましては、消費者の節約志向が継続する中、家庭用では、「簡単・便利」「本格」「健康」をキーワードとした高付加価値製品の開発・上市を積極的に進めたほか、イベント協賛やテレビCMをはじめとした広告宣伝活動等、消費を喚起する施策を実施しました。また、昨年10月の輸入小麦の政府売渡価格改定に伴う業務用小麦粉の価格改定等により、本年2月に家庭用小麦粉の価格改定を行いました。業務用では、顧客ニーズに合わせた新製品の投入、新規顧客獲得に向けた提案活動を実施しました。海外事業につきましては、ベトナムのVietnam Nisshin Technomic Co., Ltd.において、本年1月に業務用プレミックスの新工場が稼働を開始しました。これらに加え、年度末にかけての新型コロナウイルス感染症拡大の影響による家庭用製品の需要増加もあり、加工食品事業の売上げは前年を上回りました。

酵母・バイオ事業につきましては、製パン用素材等の出荷減により、売上げは前年を下回りました。なお、インドの子会社であるOriental Yeast India Pvt. Ltd.では、本年夏頃の完工予定でイースト工場建設工事を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により稼働時期に遅れが生じる可能性があります。

健康食品事業につきましては、医薬品原薬及び消費者向け製品の出荷増により、売上げは前年を上回りました。

この結果、食品事業の売上高は2,179億59百万円(前期比101.4%)となりました。営業利益は、酵母・バイオ事業におけるインドイースト工場立ち上げ費用や広告宣伝費等の戦略コスト、及び物流費の増加があったものの、健康食品事業等の増収効果により、128億95百万円(前期比100.4%)となりました。

◆ 中 食 ・ 惣 菜 事 業

中食・惣菜事業につきましては、夏場の天候不順による調理麺の販売低調、及び年度末にかけての新型コロナウイルス感染症拡大の影響による販売減少があったものの、トオカツフーズ株式会社の新規連結効果により、売上げは前年を大幅に上回りました。

この結果、中食・惣菜事業の売上高は、1,299億67百万円(前期比297.1%)、営業利益は、17億36百万円(前期比303.7%)となりました。

◆ その他事業

ペットフード事業につきましては、犬の飼育頭数が減少し市場が縮小する中、キャンペーンの実施等拡販に努めましたが、売上げは前年を下回りました。なお、本事業は、本年3月末をもってペットライン株式会社に譲渡しました。

エンジニアリング事業につきましては、大型工事の減少により売上げは前年を下回りました。

メッシュクロス事業につきましては、スクリーン印刷用資材等の出荷減により、売上げは前年を下回りました。

この結果、その他事業の売上高は、575億7百万円(前期比94.9%)となりましたが、営業利益は、エンジニアリング事業における工事コスト管理の徹底等により、46億98百万円(前期比114.9%)となりました。

（2）対処すべき課題

① 経営の基本方針

当社グループは、「信を万事の本と為す」と「時代への適合」を社是とし、「健康で豊かな生活づくりに貢献する」ことを企業理念として、事業を進め業容の拡大を図ってまいりました。また、グループ各社は「健康」を常に念頭において製品やサービスの提供に努め、「信頼」を築き上げる決意をこめて「健康と信頼をお届けする」をコーポレートスローガンとしております。

これらの基本的な理念を踏まえて、当社グループは長期的な企業価値の極大化を経営の基本方針とし、コア事業と成長事業へ重点的に資源配分を行いつつ、グループ経営を展開しております。

また、内部統制システムへの取組み、コンプライアンスの徹底、食品安全、環境保全、社会貢献活動等の社会的責任を果たしつつ自己革新を進め、株主、顧客、取引先、社員、社会等の各ステークホルダーから積極的に支持されるグループであるべく努力を重ねております。

② 中長期的な会社の経営戦略、目標とする経営指標

当社グループは、現在取り組んでいる2020年度を最終年度とした中期経営計画「NNI-120 II」（業績目標：売上高7,500億円、営業利益300億円、1株当たり当期純利益（EPS）80円）を通過点に、長期ビジョン「NNI “Compass for the Future” 新しいステージに向けて～総合力の発揮とモデルチェンジ」で掲げる将来のブランド・デザインの実現に向けて、ニュー・ニッシン・イノベーション活動を推進してまいります。

長期ビジョンでは、当社グループが目指す姿“未来に向かって、「健康」を支え「食のインフラ」を担うグローバル展開企業”の実現に向けて、グループの「総合力」を発揮する仕組みを構築するとともに「顧客志向」を改めて徹底し、

「既存事業のモデルチェンジ」と「グループの事業ポートフォリオ強化」を柱とした成長戦略の推進、及びそれを支える経営機能の一層の強化等を図ってまいります。

また、「当社創業以来の価値観」を共有して下さる株主の皆様へ長期的スタンスで安定的に利益還元を強化してまいります。連結ベースでの配当性向の基準を40%以上とし連続増配により配当の上積みを図り、自己株式取得等はキャッシュ・フローや戦略的な投資資金需要を勘案した上で機動的に行ってまいりたいと考えております。

当社グループは、長期ビジョン実現のために策定したこれらの戦略を遂行し、利益成長と資本政策の両面から更なる1株当たり当期純利益（EPS）の成長を図るとともに資本の効率性と財務の安定性のバランスを取りながら、資本コストを上回る自己資本利益率（ROE）の確保・向上に努めてまいります。

また、企業価値を高める規律としてのガバナンス（G）の強化、事業の持続可能性に関わる環境（E）・社会（S）への貢献を事業戦略と深く関連させ経営を推進していくことで、「企業理念の実現」と「企業価値の極大化」をより強く結び付け、あらゆるステークホルダーの皆様から積極的に支持され続ける企業グループとして発展を目指してまいります。

③ 経営環境及び対処すべき課題

国内外の食品業界では、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により社会的、経済的基盤が脅かされるとともに、為替相場や穀物・資源価格の変動等、事業環境にも大きく影響が及んでおり、先行きもかつてないほど不確実性が高まっております。また、国内では、国際貿易交渉の進展により自由化に向けた潮流が加速していくことが予想されます。

なお、経営環境及び対処すべき課題、並びに対応につ

いては、新型コロナウイルス感染症に伴う事業への影響を踏まえ、今後、変化する可能性もあります。

そのような中、当社グループでは、小麦粉をはじめとする「食」の安定供給を引き続き確保し、各事業におきまして安全・安心な製品をお届けするという使命を果たしていくことが、一層重要になっていると認識しており、また、その使命を支える従業員の安全確保に努めてまいります。新型コロナウイルス感染症の世界的大流行やその対策に伴う事業環境の急変に最優先で対応しながら、国内・海外を含めた事業会社間の連携を強化し、グループとしての「総合力」をさらに発揮して、長期ビジョンの実現を目指してまいります。社会課題や技術革新がもたらす環境変化に向き合い、持続的な成長を実現するとともに、自らが創出する付加価値を通じて社会に貢献する循環を作り上げることで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

1. 国内事業戦略

製粉事業では、お客様のニーズを的確に捉えた製品の開発や価値営業の推進によりお客様との関係を一層強化し、引き続き安全・安心な製品の安定供給に努めてまいります。

加工食品事業では、生活者のニーズに対応すべく、「簡単・便利」「本格」「健康」をキーワードとした新製品の投入や積極的な販売促進施策等によるブランドロイヤリティの向上、及び成長分野である冷凍食品事業の一層の拡大を図るなど、事業ポートフォリオの最適化に取り組んでまいります。

中食・惣菜事業では、昨年7月に、国内屈指の総合中食サプライヤーであるトオカツフーズ株式会社を連結子会社化し、新しい事業体制がスタートしました。新体制の下で、美味しさの追求と高い生産効率を両立する高度に事業化されたビジネスモデルへの転換を図ってまいります。

酵母・バイオ、健康食品、エンジニアリング、メッシュクロス等の各事業では、製品開発・技術開発を進め、各業界において存在感のある事業群として成長を図ってまいります。なお、本年3月には、長期ビジョンを踏まえ、ペットフード事業において長年培ってきたブランド等価値を承継させるとともに、業界全体の更なる発展を見据え、当社の連結子会社である日清ペットフード株式会社の事業をペットライン株式会社に譲渡しました。

また、国内での人手不足問題にもロボットやAIの活用、自動化等の新技術による業務プロセス改善等により適切に対応してまいります。

2. 海外事業戦略

製粉事業では、当社グループの強みである製粉技術、提案力を活かした拡販に取り組み、現地市場での更なる成長を図ってまいります。昨年4月には、豪州の小麦粉市場(でん粉製造用等の産業用途を除く)でトップシェアを持つ Allied Pinnacle Pty Ltd. を買収しました。引き続き、戦略投資を積極的に推進し、海外事業の基盤拡大に取り組んでまいります。

加工食品事業では、アジア市場で成長が見込まれる業務用プレミックス事業をさらに拡大してまいります。本年1月には、ベトナムの Vietnam Nisshin Technomic Co., Ltd. にて進めてまいりました業務用プレミックスの新工場の建設工事が完了し、稼働を開始しました。また、生産面ではグローバルな最適生産体制をベースにコスト競争力を強化するとともに、当社グループが長年培ってきた製造技術や高度な品質管理ノウハウを活かし、パスタ、パスタソース、冷凍食品等の更なる事業拡大に取り組んでまいります。

酵母・バイオ事業では、製パン用イーストの需要

が高まっているインド市場に参入すべく、Oriental Yeast India Pvt. Ltd. がイースト工場の建設を進めており、高品質な製品を現地市場に供給することで、事業の拡大を目指してまいります。なお、当該工場の稼働時期につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、当初予定の本年夏頃より遅れる可能性があります。

その他、製粉、食品、ペーカリー関連ビジネスを中心に、新たな領域での事業拡大を自社独自に又はM&A、アライアンスによりスピード感を持って推進してまいります。

3. 研究開発戦略、コスト戦略

当社グループはおお客様の視点に立った新製品開発と新しい領域の基礎・基盤技術の創出に取り組んでおります。新製品開発につきましては、新規性、独自性があり、お客様にとって付加価値の高い新製品を継続的に開発してまいります。研究面におきましては、研究成果の実用化、事業化推進のため、重点研究領域を明確にするとともに、事業戦略に即した研究テーマを設定するなど効率化、スピード化を図ってまいります。さらに、自動化技術の活用による更なる効率化も検討し、人手不足問題等にも対応してまいります。

また、今後も大きな変動が想定される原料及び燃料相場への対応として、調達・生産コストの低減を進めるとともに、変動するコストに適切に対応できる事業基盤を構築してまいります。

4. 麦政策等の制度変更に向けた取組み

TPP11協定(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)、日EU・EPA、並びに日米貿易協定の発効により、米国产・カナダ産・豪州産小麦のマークアップ(政府が輸入する際に徴収してい

る差益)の引き下げが開始された一方で、小麦関連製品の国境措置が低下し、関係国からの輸入製品との競争激化が想定されます。自由化に向けた潮流が加速していく中、情勢の変化を適切に見極めながら、引き続きグローバル競争で勝ち抜くべく国内外での強固な企業体質を構築してまいります。

5. 企業の社会的責任への取組み

当社グループは、従前より社会にとって真に必要な企業グループであり続けるべく、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」の実践並びにそのための取組みの促進を目的に社会委員会を設置し、企業活動全般におきまして企業の社会的責任(CSR)を果たしてきております。

ガバナンスの強化につきましては、監査等委員会設置会社として、健全で実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制を構築、維持するとともに、コンプライアンスにつきましては、関連法規や社会規範及び社内規程・ルールを遵守し、公正かつ自由な競争の中で事業の発展を図っております。内部統制においても、金融商品取引法により求められる範囲を超え、当社グループ全体に広く内部統制システムの整備を行い、専任組織によるモニタリングにより、その維持、改善に努めております。

また、安全で健康的な食の提供、気候変動への対応等を内容とする「CSR重要課題(マテリアリティ)」を特定し、経営の最重要課題の一つと位置付けました。専門部署として「CSR推進室」を設置し、グループ全社の取組みを推進してまいります。

安全で健康的な食の提供につきましては、安全・安心な製品をお届けするために、食品安全に加え、食品防衛(フードディフェンス)を強化しております。また、消費者の皆様の意識や社会の潮流を見極め、備

えるべき事項や対策を適時、適切に指示する役割を担うCR(Consumer Relations)室が、消費者の皆様の声や消費者行政関連の情報を積極的に収集し、消費者の皆様への対応の充実を図っております。さらには、小麦粉をはじめとする安全・安心な「食」の安定供給を確保するために、BCP(事業継続計画)による災害や感染症等への備えの拡充にも努めております。

気候変動への対応につきましては、2030年度までのグループCO₂削減目標を設定し、工場での省エネ性能の高い機器の導入や他社との共同配送等により環境負荷の低減を目指しております。製品開発においても、調理段階まで想定したエネルギー低減やプ

ラスチックの削減・減量化、リサイクル性の向上等、環境に配慮した製品の開発を行っております。

さらに、社会の一員として、広く社会貢献活動に取り組み、震災被災地の復興支援、「製粉ミュージアム」による地域観光資源や教育資産としての地域貢献等を行っております。

当社グループは、このような企業の社会的責任への取り組みを、今後も継続してまいります。

以上の課題への取り組みを着実に実行し、グループの一層の発展を図ってまいりますので、何卒株主各位の変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第173期 2016年度	第174期 2017年度	第175期 2018年度	第176期 2019年度 (当 期)
売 上 高 (百万円)	532,040	540,094	565,343	712,180
経 常 利 益 (百万円)	30,329	31,800	32,062	31,434
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	19,466	21,339	22,268	22,407
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	64円50銭	71円47銭	74円98銭	75円40銭
総 資 産 (百万円)	555,337	591,512	594,754	666,215
純 資 産 (百万円)	406,805	413,794	418,848	409,042

(注) 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第175期の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。なお、第174期以前の総資産の金額については、当該表示方法の変更を反映した組替後の数値を記載しております。

(4) 当社グループの設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額(支払ベース)は219億19百万円で、前期に比べ36億85百万円増加しております。

設備投資の主要なものは、Oriental Yeast India Pvt. Ltd. イースト工場建設工事等生産能力の増強投資であります。

(5) 当社グループの資金調達の状況

当期において、当社は2019年7月に総額200億円の国内無担保普通社債を発行いたしました。また、重要な借入として、2019年4月に全株式を取得いたしました

PFG Topco1 Pty Ltd. の外部借入の返済等のため、450百万豪ドルの借入を行いました。当期中に返済を完了しております。

(6) 重要な子会社等及び企業結合等の状況

① 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
(子会社)			
日清製粉株式会社	14,917	100.0	小麦粉の製造及び販売
Miller Milling Company, LLC	86	100.0	小麦粉の製造及び販売
Allied Pinnacle Pty Ltd.	9,689	100.0	小麦粉、プレミックス、ベーカリー関連原材料等の製造及び販売
Champion Flour Milling Ltd.	3,491	100.0	小麦粉の製造及び販売
日清フーズ株式会社	5,006	100.0	パスタ類、家庭用小麦粉、冷凍食品等の販売、プレミックスの製造及び販売
日清製粉プレミックス株式会社	400	100.0	プレミックスの製造及び販売
マ・マーマカロニ株式会社	350	68.8	パスタ・冷凍食品の製造及び販売
オリエンタル酵母工業株式会社	2,617	100.0	製パン用をはじめとした食品素材、生化学製品等の製造、販売及びライフサイエンス事業
日清ファルマ株式会社	2,689	100.0	健康食品・医薬品等の製造及び販売
トオカツフーズ株式会社	100	100.0	弁当・惣菜等調理済食品の製造及び販売
株式会社ジョイアス・フーズ	50	85.1	調理麺等の製造及び販売
イニシオフーズ株式会社	487	100.0	惣菜・冷凍食品の製造及び販売、デパートの直営店舗の経営
日清ペットフード株式会社	1,315	100.0	ペットフードの製造及び販売
日清エンジニアリング株式会社	107	100.0	食品生産設備等の設計・工事請負・監理及び粉体機器の販売
株式会社NBCメッシュテック	1,992	100.0	メッシュクロス、成形フィルターの製造及び販売
(関連会社)			
日清丸紅飼料株式会社	5,500	40.0	配合飼料の製造及び販売

- (注) 1. 当社及び当社の子会社である日清製粉株式会社は、当事業年度において、豪州のAllied Pinnacle Pty Ltd.の親会社であるPFG Topco1 Pty Ltd.の全株式を取得いたしました。
2. 当社は、当事業年度において、関連会社であるトオカツフーズ株式会社の株式を追加取得し、子会社といたしました。
3. Miller Milling Company, LLC、Allied Pinnacle Pty Ltd.及び日清製粉プレミックス株式会社に対する議決権比率は、子会社保有によるものであります。また、Champion Flour Milling Ltd.、マ・マーマカロニ株式会社、株式会社ジョイアス・フーズ及びイニシオフーズ株式会社に対する議決権比率は、当社及び子会社保有によるものであります。

②重要な企業結合等の状況

当社及び当社の子会社である日清製粉株式会社は、海外における製粉事業の拡大を目指し、2019年4月に豪州の Allied Pinnacle Pty Ltd. の親会社であるPFG Topco1 Pty Ltd. の全株式を取得いたしました。

当社は、中食・惣菜事業及び冷凍食品事業の一層の拡大を図るため、2019年7月に関連会社であるトオカツフーズ株式会社の株式を追加取得し、子会社といたしました。

当社の子会社である日清ペットフード株式会社は、同社が設立した新会社に対し、本年3月末に、日清ペットフード株式会社の販売事業等を承継し、当該新会社の全株式をペットライン株式会社に譲渡いたしました。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループの事業及びその主要な製品等は次のとおりであります。当社は持株会社として、これらの各事業を営む会社を支配・管理しております。

事業区分	主要な製品等
製粉事業	小麦粉、ふすま及び小麦粉関連製品
食品事業	プレミックス、家庭用小麦粉、パスタ、パスタソース、冷凍食品、製パン用等の食品素材、生化学製品、ライフサイエンス事業、健康食品
中食・惣菜事業	弁当・惣菜・調理麺等調理済食品
その他事業	ペットフード、設備の設計・監理・工事請負、メッシュクロス

(8) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

- ① 当社 本社(東京都千代田区)
研究所(ふじみ野市)
生産技術研究所
基礎研究所
QEセンター

②製粉事業

日清製粉株式会社 本社(東京都千代田区)
つくば穀物科学研究所(つくば市)
札幌営業部(札幌市)
仙台営業部(仙台市)
関東営業部(東京都中央区)
東京営業部(東京都中央区)
名古屋営業部(名古屋市)
大阪営業部(大阪市)
中四国営業部(岡山市)
福岡営業部(福岡市)
函館工場(函館市)
千葉工場(千葉市)
鶴見工場(川崎市)
名古屋工場(名古屋市)
知多工場(知多市)
東灘工場(神戸市)
岡山工場(岡山市)
坂出工場(坂出市)
福岡工場(福岡市)

Miller Milling Company, LLC 本社(米国ミネソタ州)
Winchester工場(米国ヴァージニア州)
Fresno工場(米国カリフォルニア州)
Los Angeles工場(米国カリフォルニア州)
Oakland工場(米国カリフォルニア州)
Saginaw工場(米国テキサス州)

Allied Pinnacle Pty Ltd. 本社(豪州ニューサウスウェールズ州)
Kingsgrove工場(豪州ニューサウスウェールズ州)
Picton工場(豪州ニューサウスウェールズ州)
Tennyson工場(豪州クイーンズランド州)
Altona工場(豪州ヴィクトリア州)
Kensington工場(豪州ヴィクトリア州)
Tullamarine工場(豪州ヴィクトリア州)
North Fremantle工場(豪州西オーストラリア州)

Champion Flour Milling Ltd. 本社(ニュージーランド)
Mt. Maunganui工場(ニュージーランド)
Christchurch工場(ニュージーランド)

③ 食品事業

日清フーズ株式会社 本社(東京都千代田区)
 北海道営業部(札幌市)
 東北営業部(仙台市)
 首都圏営業部(東京都中央区)
 広域営業部(東京都中央区)
 中部営業部(名古屋市)
 関西営業部(大阪市)
 中四国営業部(広島市)
 九州営業部(福岡市)
 館林工場(館林市)

日清製粉プレミックス株式会社 本社(東京都中央区)
 名古屋工場(名古屋市)

マ・マーマカロニ株式会社 本社(宇都宮市)
 宇都宮工場(宇都宮市)
 神戸工場(神戸市)

オリエンタル酵母工業株式会社 本社(東京都板橋区)
 東京工場(東京都板橋区)
 大阪工場(吹田市)
 びわ工場(長浜市)

日清ファルマ株式会社 本社(東京都千代田区)
 健康科学研究所(ふじみ野市)
 上田工場(上田市)

④ 中食・惣菜事業

トオカツフーズ株式会社 本社(横浜市)
 足利工場(足利市)
 川口工場(川口市)
 狭山工場(狭山市)
 千葉柏工場(柏市)
 八千代工場(八千代市)
 横浜鶴見工場(横浜市)
 都筑工場(横浜市)
 山北工場(神奈川県足柄上郡)

株式会社ジョイアス・フーズ 本社(さいたま市)
 児玉工場(埼玉県児玉郡)
 京都工場(京都府久世郡)

イニシオフーズ株式会社 本社(東京都千代田区)
 熊谷工場(熊谷市)
 白岡工場(白岡市)
 名古屋工場(一宮市)
 東大阪工場(東大阪市)
 九州工場(佐賀県三養基郡)

⑤ その他事業

日清ペットフード株式会社 本社(東京都千代田区)
 日清エンジニアリング株式会社 本社(東京都中央区)
 株式会社NBCメッシュテック 本社(日野市)
 山梨都留工場(都留市)
 静岡菊川工場(菊川市)

(9) 当社グループの従業員の状況

(2020年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前期末比増減
製粉事業	2,574名	+ 932名
食品事業	3,532名	+ 184名
中食・惣菜事業	1,547名	+ 1,050名
その他事業	911名	+ 35名
全社(共通)	398名	+ 1名
合計	8,962名	+ 2,202名

(注) 従来「食品事業」に含まれていた「中食・惣菜事業」について、トオカツフーズ株式会社を連結子会社化したことにより、質的、量的に重要性が大幅に増し、これに伴い中食・惣菜事業のマネジメント体制の強化を図ることとしたことから、独立した事業区分として記載する方法に変更しております。このため、前期末比較に当たっては当該変更を反映した遡及修正後の数値で算出しております。前期末に比べ従業員数が2,202名増加しておりますが、主としてAllied Pinnacle Pty Ltd. 並びにトオカツフーズ株式会社及びその子会社3社を連結子会社化したことによるものであります。

(10) 当社グループの主要な借入先及び借入額

(2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
日本生命保険相互会社	10,000百万円
株式会社みずほ銀行	9,560百万円

(注) 上記のほか、シンジケートローンとして5,300百万円の借入金残高があります。

2 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 932,856,000株
- ② 発行済株式の総数 304,357,891株 (自己株式6,960,249株を含む)
- ③ 株主数 25,668名 (前期末比6,336名増)
- ④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	33,169	11.1
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	19,387	6.5
山 崎 製 パ ン 株 式 会 社	16,988	5.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	16,709	5.6
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	10,447	3.5
三 菱 商 事 株 式 会 社	6,648	2.2
丸 紅 株 式 会 社	6,284	2.1
住 友 商 事 株 式 会 社	6,091	2.0
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,585	1.8
農 林 中 央 金 庫	5,432	1.8

(注) 当社は自己株式6,960,249株を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nisshin.com/ir/stock/meeting/>)に掲載しております。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の氏名等（2020年3月31日現在）

当社における地位	氏名	当社における担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	見目信樹		日清製粉株式会社取締役会長
代表取締役副社長執行役員	滝澤道則	総務本部管掌	
取締役常務執行役員	原田隆	R & D・品質保証本部長	
取締役常務執行役員	毛利晃	経理・財務本部長	
※取締役常務執行役員	岩崎浩一	事業開発本部長	トオカツフーズ株式会社取締役会長（代表取締役）
取締役常務執行役員	山田貴夫		日清製粉株式会社取締役社長（代表取締役）
取締役常務執行役員	小池祐司		日清フーズ株式会社取締役社長（代表取締役）
取締役	三村明夫		日本製鉄株式会社社友名誉会長 日本商工会議所会頭 東京商工会議所会頭 株式会社日本政策投資銀行社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社社外取締役 日本郵政株式会社社外取締役 株式会社INC.J社外取締役
取締役	伏屋和彦		一般社団法人日本内部監査協会会長
※取締役	永井素夫		日産自動車株式会社社外取締役 オルガノ株式会社社外取締役
※取締役（常勤監査等委員）	大内章		
※取締役（監査等委員）	河和哲雄		弁護士 河和法律事務所所長
※取締役（監査等委員）	伊東敏		公認会計士 伊東公認会計士事務所所長
※取締役（監査等委員）	富田美栄子		弁護士 西綜合法律事務所代表

(注) 1. 当社は、2019年6月26日開催の第175回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行しました。

2. 取締役 三村明夫、伏屋和彦、永井素夫の3氏及び取締役（監査等委員）河和哲雄、伊東 敏、富田美栄子の3氏は社外取締役であります。
3. 当社は、社外取締役全員を、東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性に関する基準」（インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nisshin.com/ir/vision/governance/independence.pdf>)に掲載しております。）に基づき、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役（常勤監査等委員）大内 章氏は、当社での経理・財務の業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 取締役(監査等委員)伊東 敏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、監査の実効性を高めるために、常勤の監査等委員を選定しております。
7. 当事業年度における当社役員及びその地位の異動は次のとおりであります。
 - 1) 2019年6月26日をもって、中川雅夫、小高 聡、小池政治、増島直人、中川真佐志、佐藤 潔、瀧原賢二の7氏は取締役を、熊澤幸宏、大内 章、河和哲雄、伊東 敏、永井素夫の5氏は監査役をそれぞれ任期満了により退任いたしました。また、同日開催の第175回定時株主総会において、※印を付した取締役及び取締役(監査等委員)が新たに選任され就任いたしました。
 - 2) 2019年6月26日をもって、滝澤道則氏は副社長執行役員に、原田 隆、毛利 晃、岩崎浩一、山田貴夫、小池祐司の5氏は常務執行役員にそれぞれ就任いたしました。
8. 当事業年度における重要な兼職の状況に関する異動は次のとおりであります。

取締役 永井素夫氏	日産自動車株式会社社外監査役退任 日産自動車株式会社社外取締役就任 (2019年6月25日)
取締役(監査等委員) 伊東 敏氏	株式会社三井住友銀行社外取締役退任 (2019年6月27日)
取締役 岩崎浩一氏	トオカツフーズ株式会社取締役副会長退任 トオカツフーズ株式会社取締役会長(代表取締役)就任 (2019年7月4日)
9. 当社は業務執行の迅速性を高めるために執行役員制度を導入しており、2020年3月31日現在、取締役兼務者を除く執行役員が16名おります。

②責任限定契約の内容の概要

当社は各取締役(業務執行取締役等であるものを除きます。)との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の契約を締結しております。

③取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役(監査等委員である取締役を除く) 17名	296百万円
取締役(監査等委員) 4名	32百万円
監査役 5名	13百万円
上記のうち社外役員6名	58百万円

- (注) 1. 当社は、2019年6月26日開催の第175回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行しました。監査役の報酬等は当該移行前の期間に係るものであり、取締役(監査等委員)の報酬等は当該移行後の期間に係るものであります。
2. 上記の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査役の人員には、当事業年度中に退任した取締役7名及び監査役5名が含まれております。
 3. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の総額には、株式報酬制度に係る当事業年度における費用計上額も含まれております。

4 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は①に記載のとおりであり、当社と各兼職先の間には、重要な取引関係その他の特別な関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況

1) 取締役 三村 明夫

当事業年度中に開催された取締役会のすべてに出席し、経験豊富な経営者の視点から、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。

2) 取締役 伏屋 和彦

当事業年度中に開催された取締役会のすべてに出席し、主に大蔵省（現財務省）等での要職における経験と見識に基づき、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。

3) 取締役 永井 素夫

当事業年度中に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席し、金融機関の経営者としての経験と見識を活かし、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。

4) 取締役（監査等委員） 河和 哲雄

当事業年度中に開催された取締役会、監査役会及び監査等委員会のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。

5) 取締役（監査等委員） 伊東 敏

当事業年度中に開催された取締役会、監査役会及び監査等委員会のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。

6) 取締役（監査等委員） 富田 美栄子

取締役（監査等委員）就任後に開催された取締役会10回のうち9回に、監査等委員会10回のうち9回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、決議事項及び報告事項の趣旨、内容等に関する質問、意見など適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|--------|
| 1. 会計監査人としての報酬等の額 | 64百万円 |
| 2. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 233百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記1.の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社子会社の一部は、有限責任監査法人トーマツ以外の監査法人等が計算関係書類等の監査を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社及び当社子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として会計及び内部統制に関する助言・指導業務等を委託しております。

④ 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意をした理由

監査等委員会は、会計監査人の当事業年度における監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等は妥当であると判断し、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められた場合、必要と認めるときは、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が同条に定める事由又はこれに準じる事由に該当すると認められた場合、必要と認めるときは、同法第399条の2第3項第2号の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の監査品質、職務遂行状況等諸般の事情を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合には、同法第399条の2第3項第2号の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の内部統制システムは、業務執行組織における指揮命令系統の確立及び権限と責任の明確化、業務執行組織における長又は組織管理者による統制、組織間（例えば業務部門と経理部門）の内部牽制を基盤とし、取締役会において決議した基本方針に基づき、整備・運用しております。基本方針の内容及び運用状況の概要は、次のとおりです。

① 当社及びその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」を策定しており、当社及び子会社社長並びに取締役は「企業行動規範」及び「社員行動指針」の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上関係者に周知徹底する。また、社内外の声を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。
- 2) 当社監査等委員会及び子会社監査役は、それぞれの取締役の職務の執行を監査し、また、取締役が内部統制システムを適切に構築・運用しているかを監視し検証する。
- 3) 当社監査等委員会直轄の組織である内部監査部は、日清製粉グループの内部統制システムの整備・運用を指導する。
また、内部監査部は、独立組織として、日清製粉グループの内部統制システムの評価及び業務に係る内部監査を行う。

- 4) 日清製粉グループ横断的なCSR（企業の社会的責任）については、当社の「社会委員会」が、企業倫理・コンプライアンスを含めたCSR全般にわたる協議を行い、日清製粉グループでの実践に向けた施策を促進し、法令・定款・社会規範遵守の周知徹底を図る。
- 5) 日清製粉グループでは、市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的な勢力からの不当な要求には屈することなく、外部の専門機関と連携して、組織的に対応する。
- 6) 当社は、日清製粉グループの社員等からの通報を受け、違反行為を早期に発見・対応すべく設置した「コンプライアンス・ホットライン制度」を維持・整備する。

(運用状況)

- 1) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」を、グループ共通の統制基盤として海外を含むグループ各社に導入し、周知徹底を図っております。
- 2) 社員に対しては、人事研修制度を利用して「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」や「コンプライアンス・ホットライン制度」の啓発を行っております。
- 3) 当社の内部監査部は、グループ各社の内部統制評価及び内部監査を行い、これらの周知状況や社内ルールの遵守状況を確認しております。
- 4) 当社では、「社会委員会」を開催し、コンプライアンスを含むCSR全般の協議を行い、日清製粉グループの施策を促進しております。

- 5) また、「規範倫理委員会」を開催し、反社会的勢力等への不正な支出がないことや寄付金の審査を行っています。

②当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 日清製粉グループでは、事業活動に係る案件については、その重要性・影響度等に応じて決裁ないしは報告手続を定め、実施前にリスク判断も含めた検討を行う。
- 2) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループリスクマネジメント規程」に基づき、リスク評価とリスク対策レビューを実施するとともに、当社の「リスクマネジメント委員会」は、子会社が評価したリスクに対し適切なコントロールが構築されているか、リスクの漏れがないか等について、確認・指導し、日清製粉グループ全体のリスクマネジメントを統括する。
- 3) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループクライシスコントロール規程」に基づき、社員等は、クライシスが発生したとき又はそのおそれが生じたときは、損失の危険を早期に発見・対応すべく、指定された日清製粉グループの連絡先に通報する。
また、クライシスが発生した場合、当社は、速やかに対策本部を設置し、適切な対応を行うことによって、損害を最小限にとどめる。
- 4) 当社監査等委員会及び子会社監査役は、それぞれの取締役が会社に著しい損害又は重大な事故を招くおそれがあると認めるとき、取締役に対し助言・勧告等必要な措置を講ずる。

(運用状況)

- 1) 日清製粉グループ各社では、「日清製粉グループリスクマネジメント規程」に基づいて、リスク評価とリスク

対策レビューを実施しております。また、当社の「リスクマネジメント委員会」の下部組織である企画部会では、各社の見直し結果についてグループ横断的な確認を行い「リスクマネジメント委員会」に報告、同委員会にて協議しております。

- 2) 日清製粉グループの社員等がクライシスの発生やそのおそれを認識したとき通報窓口に通報を行うよう、「日清製粉グループクライシスコントロール規程」に基づいて通報制度を設けております。

③当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社及び子会社は、取締役会における決議事項・報告事項、稟議等における社長・取締役・各本部を所管する執行役員等による決裁事項等により責任と権限を明確化しており、取締役は適正かつ迅速な職務執行を行う。
- 2) 日清製粉グループでは、事業戦略及びその方向性を明確化し、各子会社の利益計画もこれに沿って単年度ごとに策定、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期も1年とし、責任を明確化する。さらに、取締役会は毎月業績をレビューし、改善策を検討・実施する。

(運用状況)

- 1) 当社は、監査等委員会設置会社への移行とともに、業務執行取締役の権限を見直して経営の意思決定を迅速化し、業務執行の機動性向上を図っております。
- 2) 日清製粉グループでは、中期経営計画「NNI-120 II」の最終年度である2020年度を通過点として、未来へのコンパス(羅針盤)である長期ビジョン「NNI “Compass for the Future” 新しいステージに向けて～ 総合力の発揮とモデルチェンジ」で描く姿の実

現に向け、今後の更なる成長のための基盤づくりに取り組んでおります。

- 3) グループ各社は、その事業戦略に沿って当期の利益計画を策定するとともに、グループ各社の取締役会において毎月業績のレビューをした上で改善策を実施しております。

④ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 日清製粉グループは持株会社制度を採用しており、持株会社である当社が常に子会社を株主の視点から評価・監督する。
- 2) 子会社の事業活動に係る重要案件に関しては、当社の取締役会に付議ないし報告すべき基準を定める。
- 3) 日清製粉グループでは、「日清製粉グループの企業行動規範及び社員行動指針」を定め、「企業理念」・「経営基本方針」・「ステークホルダーに対する基本姿勢」・「企業行動規範」・「社員行動指針」を明示するとともに、その周知徹底を図る。
- 4) 日清製粉グループでは、連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保するために、各業務の手順・方法等を定め、不正・誤謬を排除する体制を整備・運用する。
- 5) 当社監査等委員及び子会社監査役は定期的に「日清製粉グループ監査連絡会」を開催し、監査事例等についての意見交換を行い、各課題の共有化を図る。
- 6) 当社は、設備・安全監査、環境監査、品質保証監査等の専門監査を日清製粉グループを対象として行う。
- 7) 当社監査等委員会直轄の組織である内部監査部は、日清製粉グループの内部統制システムの整備・運用を指導する。

また、内部監査部は、独立組織として、日清製粉グループの内部統制システムの評価及び業務に係る内部監査を行う。

- 8) 日清製粉グループの各子会社は、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの整備・運用を推進する。

(運用状況)

- 1) 子会社の事業活動に係る重要案件に関しては、「取締役会決議事項及び報告事項」並びに「子会社に関する取締役会付議基準及び報告基準」に基づいて、当社取締役会への付議又は報告が行われております。
- 2) 財務報告の信頼性確保を目的とした内部統制については、日清製粉グループ統一方針のもとで、グループ各社の業務手順を文書化し、有効な統制が存在することを確認するとともに、内部監査部がその整備状況・運用状況を評価しております。
- 3) 業務全般については、内部監査部が内部監査を、専門部署が、設備・安全、環境保全、品質保証等の監査を行うことで、各業務が適正に運用されていることを確認しております。

⑤ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録・稟議書を始めとする職務の執行に係る文書その他の情報については、機密情報として規程に従い適切に保存・管理する。

(運用状況)

当社の取締役会議事録及び稟議書等については、機密情報として「機密情報管理規程」に従い適切に保存・管理しております。

⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用者に関する事項、当該使用者の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を置き、監査等委員会監査に当たって監査等委員会事務局は監査等委員会の命を受け業務を補佐する。監査等委員会事務局員の人事異動等に関しては監査等委員会の同意を得て行う。
- 2) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)は監査等委員会事務局の業務執行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないように留意するものとする。

(運用状況)

監査等委員会監査機能の充実のため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)から独立した監査等委員会事務局が、監査等委員会の職務を補助しております。また、監査等委員会事務局の業務執行に対しては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)が不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することがないように十分に留意しております。

⑦ 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用者並びにその子会社の取締役、監査役及び使用者又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- 1) 当社監査等委員会は取締役会のほか重要な会議(「グループ運営会議」・「債権管理委員会」・「規範倫理委員会」等)に、監査等委員を出席させ、当該監査等委員は、上記重要な会議において適宜意見を述べる。
- 2) 当社監査等委員会は、必要に応じて、会計監査人・取締役・内部監査部等に対して報告を求める。

- 3) 当社及び子会社の取締役は会社に著しい損害又は重大な事故を招くおそれがあると認めるとき、速やかに当該会社の監査等委員会又は監査役に報告するとともに、各子会社の監査役は当社監査等委員会にも報告する。
- 4) 子会社の監査役によって実施された監査結果は、当社監査等委員会に報告される。
- 5) 当社内部監査部による内部統制評価結果及び内部監査結果は、当社監査等委員会に報告される。
- 6) 当社による設備・安全監査、環境監査、品質保証監査等の専門監査の結果は、当社監査等委員会に報告される。
- 7) 「コンプライアンス・ホットライン」による情報は、速やかに当社監査等委員会に報告される。
- 8) 当社の本部長及び子会社社長の交代の際の引継書は当社監査等委員会にも提出される。
- 9) 当社及び子会社の稟議は、すべて当該会社の監査等委員又は監査役に回付される。

(運用状況)

- 1) 当社監査等委員は取締役会のほか「グループ運営会議」、「債権管理委員会」等の重要な会議に出席し、適宜意見を述べております。
- 2) 当社監査等委員会及び内部監査部は、監査結果等をその都度相互に報告し、また、主要事業子会社監査役及び専門監査スタッフは、監査結果を当社監査等委員会及び内部監査部に報告することを通じて、相互の連携を図っております。
- 3) 当社監査等委員は、主要事業子会社監査役及び内部監査部と、「日清製粉グループ監査連絡会」を当期は2回開催し、監査事例等について意見交換を行い、問題意識の共有化とグループ全体の監査品質の向上に努めております。

⑧ 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「コンプライアンス・ホットライン」の通報者を含む前項の報告者は、当該報告等を行ったことをもって人事制度上その他いかなる意味においても不利益な取扱いはされない。

（運用状況）

「コンプライアンス・ホットライン」にて通報を行った者が不利益な取扱いをされない旨を「コンプライアンス・ホットライン規程」にて定め、これを社内イントラネットに掲載して周知を図っております。

⑨ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行について生ずる費用に関しては予算化し、予算外の費用についても、会社法第399条の2第4項に基づいて、当該監査等委員の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

（運用状況）

当社監査等委員の職務の執行について生ずる費用に関しては予算化しているほか、予算外の費用についても、会社法第399条の2第4項に基づいて速やかに処理しております。

⑩ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、

監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

（運用状況）

当社監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を実施しております。

（2）株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、「食」にかかわる企業として、製品の高い安全性を確保し品質を保証するとともに、国民の主要食糧である小麦粉等を始めとした食の安定的な供給に貢献し続けていくことが、当社グループの責務であるとともに企業価値の源泉かつ礎であると考えております。こうした責務を踏まえた当社の企業価値及び株主共同の利益を持続的に確保・向上させるためには、製品の高い安全性と品質の保証、その安定的な供給などが必要不可欠です。これらの理解に欠ける者が、当社株式を買い集め、中長期的視点からの継続的・計画的な経営方針に反する行為を行うことは、当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損されることにつながります。また、これらに限らず株式の買付行為の中には、その態様によっては当社の企業価値及び株主共同の利益を害するものも存在します。

こうしたことに対処するためには、当社株式の買収者が意図する経営方針や事業計画の内容、買収提案が当社株主や当社グループの経営に与える影響、当社グループを取り巻く多くの関係者に与える影響、国民の主要食糧である小麦粉等の安定供給の確保や食の安全を始めとした社会的責任に対する考え方等について、事前に十分な情報開示がなされ、かつ相應の検討期間、交渉力等が確保される必要があると考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

純粋持株会社である当社は、当社グループの経営戦略の立案、効率的な経営資源の配分、事業活動の監査・監督の役割を担い、各事業会社はそれぞれのマーケットに最適化することで、製品の高い安全性と品質の保証及びその安定的な供給を確保し、相互に企業価値を高め合いグループ全体の企業価値を向上させております。

この体制のもと当社グループは、製品の安全性及び品質を支える生産技術・開発力・分析力等の高い技術力の維持・向上を目指し、長期的な視点に立った継続的・計画的な設備投資を実施するとともに、一層の専門性の確保・向上のための従業員の育成、品質及び設備に関する継続的な監査・指導システムの導入、内部統制、コンプライアンス体制の構築と継続的な徹底などに注力しており、また、お取引先、地域社会を含めた各利害関係者との信頼関係の構築と維持にも努めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するための方策として、定款第45条及び2018年6月27日開催の第174回定時株主総会においてご承認いただいた「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当等承認決議更新の件」の内容に従い、新株予約権の無償割当てを活用した方策（「本プラン」）を導入しております。本プランの概要は以下のとおりです。

1) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案をあらかじめ書面により当社に提出し、当

該買収提案について本新株予約権（下記6）の無償割当等を行わない旨の取締役会決議（「確認決議」）を求めよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるとします。取締役会は、本プランの迅速な運営を図る観点から、特定買収行為に関する提案を行った者に対し、必要に応じて回答期間を設定して追加的に情報提供を要請する場合があります。この場合でも、最初の情報提供要請を当該提案者に行った日から起算して60営業日以内を上限として、当該提案者が行う回答期間を設定し、当該回答期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議を開始することとします。

「特定買収行為」とは、i) 株券等保有割合が20%以上となる当社の株券等の買付行為（これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含みます。）又はii) 買付け等の後の株券等所有割合が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為のいずれかに該当する行為をいいます。「買収提案」とは、買収後の当社の経営方針と事業計画、対価の算定根拠、買収資金の裏付け、当社の利害関係者に与える影響その他下記4) ア)ないしオ)記載の事項に関する情報として当社が合理的に求めるものが記載されたものをいいます。

- 2) 取締役会は、買収提案を受領した場合、当該買収提案を当社の社外取締役のみから構成される企業価値委員会に速やかに付議するものとします。
- 3) 企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する決議（「勧告決議」）を行うかどうかを審議します。勧告決議は全委員の過半数の賛成により行われ、当該決議結果は開示されるものとします。企業

- 価値委員会の検討・審議期間は、取締役会による買収提案受領後60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)とします。合理的理由がある場合に限り、30営業日を上限として検討・審議期間が延長されることがあり得ますが、その場合には、当該理由及び延長予定期間について開示いたします。
- 4) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、当該買収提案が以下に掲げる事項をすべて満たしていると認められる場合で企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるときには、勧告決議を行わなければならないものとします。
- ア) 下記のいずれの類型にも該当しないこと
- (a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
- (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者(そのグループ会社その他の関係者を含む。以下同じ。)の利益を実現する経営を行う行為
- (c) 当社の資産を買収提案者の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開・商品開発等に必要な資産や資金等を減少させる行為又は当社の株主・取引先・顧客・従業員等との協働関係を損なう行為など、当社の中長期的企業価値創出の重要な礎を不当に毀損する行為
- イ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること
- ウ) 当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと
- エ) 当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること
- オ) 当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含む。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は30営業日を上限とした当該日数。))が確保されていること
- 5) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当等を行うことができないものとします。
- 6) 特定買収者(特定買収行為を行った者で特定買収行為を行った時点までに確認決議を得なかった者をいいます。)が出現した場合、取締役会は、特定買収者の出現を認識した旨の開示のほか、無償割当基準日、無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行します。「本新株予約権」とは、特定買収者等(特定買収者及びその関係者をいいます。)の行使に制約が付された新株予約権をいいます。

無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることは予定されておりません。)までに、特定買収者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合等には、取締役会は本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせないことができます。

- 7) 本新株予約権の無償割当てを行う場合、無償割当基準日における全普通株主(但し、当社を除く。)に対し、その所有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、2株以下で取締役会が別途定める数となります。各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円に各本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。
- 8) 本新株予約権には、未行使の本新株予約権を当社が取得することができる旨の取得条項が付されます。取得の対価は、特定買収者等に該当しない者が保有する本新株予約権については、当該本新株予約権の数に本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式、それ以外の本新株予約権については取得に係る本新株予約権と同数の譲渡制限付新株予約権(特定買収者等の行使に制約が付されたもの)となります。

4 取締役会の判断及びその理由

本プランは上記の基本方針に沿うものであり、またその合理性を高めるため以下のような特段の工夫が施されておりますので、本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

- 1) 本プランは、定款第45条の規定に則り、2018年6月27日開催の第174回定時株主総会において株主

の皆様の事前承認を受けております。

- 2) 当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は1年であり、任期期差制や解任要件の普通決議からの加重等も行っておりません。従って、1回の株主総会普通決議における取締役の選解任を通じて、取締役会決議により本プランを廃止することが可能です。
- 3) 本プランにおける判断の中立性を担保するため、当社社外取締役のみから構成される企業価値委員会が、買収提案の内容につき検討を行い、当社の取締役としての会社に対する法的義務を背景に、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から買収提案について審議します。そして、企業価値委員会から取締役会に対し、確認決議を行うべきとの勧告決議がなされた場合、取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、同勧告決議に従い確認決議を行わなければならないこととされております。
- 4) 本プランは、上記③に記載のとおり、企業価値委員会が勧告決議を行わなければならない場合を規定しており、客観性を高めるための仕組みが採られております。
- 5) 本プランは、株主総会の承認決議の範囲内で、取締役会決議により毎年見直すことを基本としており、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況に対応することが可能となっております。
- 6) 株主総会の承認決議の有効期間を、決議から3年に設定しております。3年が経過した時点で、取締役会は、附帯条件の見直し等を含め、改めて株主総会の承認をお願いし、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。

- 7) 本プランは、経済産業省及び法務省が定めた2005年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会2008年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

会社の利益配分に関しましては、現在及び将来の収益状況及び財務状況を勘案するとともに、連結ベースでの配当性向40%以上を基準として配当を行うことを基本方針とし、株主の皆様のご期待にこたえてまいりたいと存じます。

当期の年間配当は、株主の皆様への一層の利益還元として、前期より2円増額の1株当たり34円とし、期末配当を1株当たり17円とする剰余金の配当を、本年は、取締役会(2020年5月14日開催)にて決議いたしました。この結果、株式分割において、1株当たりの配当金の調整を行わず配当総額を増加させた2014年3月期以降、実質的に7期連続の増配となります。

当社は、長期ビジョン「NNI “Compass for the Future” 新しいステージに向けて ～ 総合力の発揮とモデルチェンジ」における方針に基づき、「当社創業以来の価値観」を共有して下さる株主の皆様にも長期的スタンスで安定的に利益還元を強化してまいります。具体的には、連結ベースでの配当性向の基準を40%以上とし連続増配により配当の上積みを図り、自己株式取得等はキャッシュ・フローや戦略的な投資資金需要を勘案した上で機動的に行ってまいりたいと考えております。

以 上

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	238,980	流動負債	131,058
現金及び預金	49,710	支払手形及び買掛金	53,730
受取手形及び売掛金	92,236	短期借入金	18,078
有価証券	7,523	未払法人税等	5,829
たな卸資産	79,854	未払費用	21,814
その他	10,180	その他	31,605
貸倒引当金	△ 524	固定負債	126,114
固定資産	427,234	社債	20,000
有形固定資産	208,487	長期借入金	15,226
建物及び構築物	69,597	リース債務	30,989
機械装置及び運搬具	48,769	繰延税金負債	29,055
土地	45,791	修繕引当金	1,335
建設仮勘定	13,682	退職給付に係る負債	22,443
使用権資産	23,285	長期預り金	5,577
その他	7,360	その他	1,485
無形固定資産	68,716	負債合計	257,172
のれん	42,743	(純資産の部)	
その他	25,972	株主資本	350,926
投資その他の資産	150,030	資本金	17,117
投資有価証券	135,739	資本剰余金	12,638
退職給付に係る資産	308	利益剰余金	332,342
繰延税金資産	9,059	自己株式	△ 11,172
その他	5,048	その他の包括利益累計額	44,069
貸倒引当金	△ 126	その他有価証券評価差額金	56,970
資産合計	666,215	繰延ヘッジ損益	△ 53
		為替換算調整勘定	△ 11,689
		退職給付に係る調整累計額	△ 1,158
		新株予約権	137
		非支配株主持分	13,908
		純資産合計	409,042
		負債純資産合計	666,215

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	額
売上高		712,180
売上原価		512,356
売上総利益		199,824
販売費及び一般管理費		170,971
営業利益		28,852
営業外収益		
受取利息	496	
受取配当金	2,867	
持分法による投資利益	1,789	
受取賃貸料	295	
その他	846	6,294
営業外費用		
支払利息	3,163	
その他	547	3,711
経常利益		31,434
特別利益		
固定資産売却益	104	
投資有価証券売却益	212	
段階取得に係る差益	7,272	
事業譲渡益	1,336	8,925
特別損失		
固定資産除却損	599	
減損損失	5,224	
事業構造再構築費用	1,028	
その他	212	7,064
税金等調整前当期純利益		33,296
法人税、住民税及び事業税	11,040	
法人税等調整額	△ 1,414	9,625
当期純利益		23,670
非支配株主に帰属する当期純利益		1,263
親会社株主に帰属する当期純利益		22,407

計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	24,286	流動負債	40,929
現金及び預金	20,983	リース債務	183
売掛金	253	未払金	166
前払費用	205	未払費用	1,912
未収還付法人税等	1,939	預り金	38,572
その他	904	役員賞与引当金	47
		その他	47
固定資産	361,511	固定負債	51,790
有形固定資産	24,136	社債	20,000
建物	5,719	長期借入金	10,000
構築物	414	リース債務	472
機械装置	649	繰延税金負債	17,875
車両運搬具	8	退職給付引当金	3,123
工具器具備品	509	その他	319
土地	16,186		
リース資産	641	負 債 合 計	92,719
建設仮勘定	7	(純資産の部)	
無形固定資産	596	株主資本	253,053
借地権	18	資本金	17,117
ソフトウェア	286	資本剰余金	9,702
リース資産	233	資本準備金	9,500
その他	58	その他資本剰余金	202
投資その他の資産	336,777	利益剰余金	237,397
投資有価証券	77,495	利益準備金	4,379
関係会社株式	165,262	その他利益剰余金	233,018
出資金	326	配当引当積立金	2,000
関係会社出資金	1,093	固定資産圧縮積立金	2,598
関係会社長期貸付金	92,064	別途積立金	170,770
その他	560	繰越利益剰余金	57,649
貸倒引当金	△ 25	自己株式	△ 11,164
資 産 合 計	385,798	評価・換算差額等	39,888
		その他有価証券評価差額金	39,888
		新株予約権	137
		純 資 産 合 計	293,079
		負 債 純 資 産 合 計	385,798

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	
営業収益		20,068
営業費用		14,714
営業利益		5,353
営業外収益		
受取利息	1,111	
受取配当金	2,113	
その他	98	3,322
営業外費用		
支払利息	293	
社債利息	53	
社債発行費	111	
その他	27	486
経常利益		8,190
特別利益		
投資有価証券売却益	184	
固定資産売却益	79	264
特別損失		
固定資産除却損	32	32
税引前当期純利益		8,422
法人税、住民税及び事業税	56	
法人税等調整額	△ 94	△ 37
当期純利益		8,460

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社日清製粉グループ本社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐藤 嘉雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 沼田 敦士 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 土 畠 真 嗣 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日清製粉グループ本社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日清製粉グループ本社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社日清製粉グループ本社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐藤 嘉雄 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 沼田 敦士 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 土 畠 真 嗣 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日清製粉グループ本社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第176期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第176期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等を含めた監査計画に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社従業員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

株式会社日清製粉グループ本社 監査等委員会

常勤監査等委員 大内 章[㊟]

監査等委員 河和哲雄[㊟]

監査等委員 伊東 敏[㊟]

監査等委員 富田 美栄子[㊟]

(注) 監査等委員河和哲雄、監査等委員伊東 敏及び監査等委員富田美栄子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

(単位:百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	38,420
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 96,844
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,337
現金及び現金同等物に係る換算差額	△ 1,451
現金及び現金同等物の増減額	△ 51,537
現金及び現金同等物の期首残高	107,374
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増減額	713
現金及び現金同等物の期末残高	56,550

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

議案及び参考事項

■ 議 案 取締役(監査等委員である取締役を除く)10名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)10名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、特段陳述すべき事項はないとの意見表明を受けております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	見 目 信 樹 再任	取締役社長	13回／13回 (100%)
2	たき 滝 ざわ 澤 みち 道 のり 則 再任	取締役副社長執行役員 総務本部管掌	13回／13回 (100%)
3	もう 毛 り 利 あきら 晃 再任	取締役常務執行役員 経理・財務本部長	13回／13回 (100%)
4	いわ 岩 きさ 崎 こう 浩 いち 一 再任	取締役常務執行役員 事業開発本部長	10回／10回 (100%)
5	やま 山 だ 田 たか 貴 お 夫 再任	取締役常務執行役員	13回／13回 (100%)
6	こ 小 いけ 池 ゆう 祐 じ 司 再任	取締役常務執行役員	13回／13回 (100%)
7	み 三 むら 村 あき 明 お 夫 再任 社外取締役 独立役員	取締役	13回／13回 (100%)
8	ふし 伏 や 屋 かず 和 ひこ 彦 再任 社外取締役 独立役員	取締役	13回／13回 (100%)
9	なが 永 い 井 もと 素 お 夫 再任 社外取締役 独立役員	取締役	13回／13回 (100%)
10	お 小 たか 高 さとし 聡 新任	常務執行役員 技術本部長	—

(注) 1. 岩崎浩一氏の出席状況については、2019年6月26日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。

2. 永井素夫氏の出席状況については、2019年6月26日の就任後に開催された取締役会のほか、同日付で監査役を退任するまでに監査役として出席した取締役会を対象としております。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴・当社における地位及び担当 【重要な兼職の状況】	候補者の有する 当社の株式の数
1	<p>再任</p> <p>けん もく のぶ き 見目 信樹 (1961年 2月13日生)</p>	<p>1984年 4月 当社入社</p> <p>2011年 9月 日清製粉株式会社常務取締役</p> <p>2012年 6月 当社執行役員</p> <p>2013年 6月 当社取締役</p> <p>日清製粉株式会社専務取締役</p> <p>2015年 4月 日清製粉株式会社取締役社長</p> <p>2015年 6月 当社常務取締役</p> <p>2017年 4月 当社取締役社長(現在に至る)</p> <p>日清製粉株式会社取締役会長(現在に至る)</p> <p>[日清製粉株式会社取締役会長]</p>	57,505株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>見目信樹氏は、製粉事業の経営者としての豊富な経験・実績を有することに加え、当社社長として持株会社の経営を牽引してきたことから、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。</p>			
2	<p>再任</p> <p>たき ざわ みち のり 滝澤 道則 (1954年 3月27日生)</p>	<p>1976年 4月 当社入社</p> <p>2001年 7月 当社総務本部法務グループ長</p> <p>2005年 6月 当社執行役員総務本部法務グループ長</p> <p>2006年 6月 当社執行役員総務本部法務部長</p> <p>2009年 6月 当社執行役員内部統制部長</p> <p>2011年 7月 当社執行役員企画本部長</p> <p>2012年 6月 当社取締役企画本部長</p> <p>2013年 6月 当社常務取締役総務本部長</p> <p>2015年 6月 当社専務取締役総務本部長</p> <p>2017年 4月 当社取締役副社長総務本部長</p> <p>2017年 6月 当社取締役副社長総務本部管掌</p> <p>2019年 6月 当社取締役副社長執行役員総務本部管掌 (現在に至る)</p>	59,063株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>滝澤道則氏は、法務・人事・総務をはじめとした経営全般に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 【重要な兼職の状況】	候補者の有する 当社の株式の数
3	<p>再任</p> <p>もうり あきら 毛利 晃 (1956年12月16日生)</p>	<p>1979年4月 当社入社</p> <p>2010年6月 当社経理・財務本部財務部長</p> <p>2012年6月 当社執行役員経理・財務本部財務部長</p> <p>2013年6月 当社取締役企画本部長</p> <p>2015年6月 当社常務取締役企画本部長</p> <p>2017年4月 当社常務取締役経理・財務本部長</p> <p>2019年6月 当社取締役常務執行役員経理・財務本部長 (現在に至る)</p>	36,860株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>毛利 晃氏は、経理・財務や経営企画等に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。</p>		
4	<p>再任</p> <p>いわさき こういち 岩崎 浩一 (1956年9月12日生)</p>	<p>1980年4月 当社入社</p> <p>2007年6月 日清フーズ株式会社取締役営業本部長</p> <p>2010年6月 当社執行役員 日清フーズ株式会社常務取締役営業本部長</p> <p>2012年6月 当社取締役 日清フーズ株式会社取締役社長</p> <p>2014年6月 当社常務取締役</p> <p>2015年6月 トオカツフーズ株式会社取締役</p> <p>2017年6月 当社執行役員 トオカツフーズ株式会社取締役副会長</p> <p>2019年6月 当社取締役常務執行役員事業開発本部長 (現在に至る)</p> <p>2019年7月 トオカツフーズ株式会社取締役会長 (現在に至る)</p> <p>【トオカツフーズ株式会社取締役会長(代表取締役)】</p>	54,500株
	<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>岩崎浩一氏は、中食・惣菜事業や加工食品事業の経営者としての豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴・当社における地位及び担当 【重要な兼職の状況】	候補者の有する 当社の株式の数
5	再任 やま だ たか お 山田 貴夫 (1960年 9月27日生)	1983年 4月 当社入社 2011年 6月 日清製粉株式会社取締役東京営業部長 2012年 6月 当社執行役員 2013年 6月 当社取締役 日清製粉株式会社常務取締役営業本部長 2015年 4月 日清製粉株式会社専務取締役営業本部長 2017年 4月 日清製粉株式会社取締役社長(現在に至る) 2019年 6月 当社取締役常務執行役員(現在に至る) [日清製粉株式会社取締役社長(代表取締役)]	27,796株
	【取締役候補者とした理由】 山田貴夫氏は、製粉事業の経営者としての豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。		
6	再任 こ いけ ゆう じ 小池 祐司 (1960年 1月16日生)	1983年 4月 当社入社 2014年 6月 当社執行役員 日清ペットフード株式会社取締役社長 2017年 6月 当社取締役 日清フーズ株式会社取締役社長(現在に至る) 2019年 6月 当社取締役常務執行役員(現在に至る) [日清フーズ株式会社取締役社長(代表取締役)]	26,531株
	【取締役候補者とした理由】 小池祐司氏は、事業経営者としての豊富な経験・実績及び加工食品事業の営業に関する豊富な知見を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 【重要な兼職の状況】	候補者の有する 当社の株式の数
7	再任 社外取締役 独立役員 みむら あきお 三村 明夫 (1940年11月2日生)	1963年4月 富士製鐵株式会社入社 1993年6月 新日本製鐵株式会社取締役 1997年4月 同社常務取締役 2000年4月 同社代表取締役副社長 2003年4月 同社代表取締役社長 2006年6月 当社監査役 2008年4月 新日本製鐵株式会社代表取締役会長 2009年6月 当社取締役（現在に至る） 2012年10月 新日鐵住金株式会社取締役相談役 2013年6月 同社相談役 2013年11月 同社相談役名誉会長 2018年6月 同社社友名誉会長 2019年4月 日本製鐵株式会社社友名誉会長（現在に至る） [日本製鐵株式会社社友名誉会長] [日本商工会議所会頭] [東京商工会議所会頭] [株式会社日本政策投資銀行社外取締役] [東京海上ホールディングス株式会社社外取締役] [日本郵政株式会社社外取締役] [株式会社INCJ社外取締役]	43,970株
	【社外取締役候補者とした理由】 三村明夫氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、社外取締役候補者といたしました。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 【重要な兼職の状況】	候補者の有する 当社の株式の数
8	再任 社外取締役 独立役員 ふし や かず ひこ 伏屋 和彦 (1944年1月26日生)	1967年4月 大蔵省入省 1999年7月 国税庁長官 2001年7月 国民生活金融公庫副総裁 2002年7月 内閣官房副長官補 2006年1月 会計検査院検査官 2008年2月 会計検査院長 2009年1月 定年退官 2009年6月 当社監査役 2015年6月 当社取締役(現在に至る) [一般社団法人日本内部監査協会会長]	3,800株
【社外取締役候補者とした理由】 伏屋和彦氏は、大蔵省(現財務省)等において要職を歴任し、豊富な経験と高度な専門的知識に基づき当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。			
9	再任 社外取締役 独立役員 なが い もと お 永井 素夫 (1954年3月4日生)	1977年4月 株式会社日本興業銀行入行 2005年4月 株式会社みずほコーポレート銀行執行役員 2007年4月 同行常務執行役員 2011年4月 みずほ信託銀行株式会社副社長執行役員 2011年6月 同行取締役副社長(代表取締役) 兼副社長執行役員 2014年4月 同行理事 2014年6月 同行理事退任 2015年6月 当社監査役 2019年6月 当社取締役(現在に至る) [日産自動車株式会社社外取締役] [オルガノ株式会社社外取締役]	200株
【社外取締役候補者とした理由】 永井素夫氏は、金融機関の経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき当社の業務執行に対する適切な助言、監督を行っていただいております。当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、社外取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位及び担当 【重要な兼職の状況】	候補者の有する 当社の株式の数
10	新任 おだか さとし 小高 聡 (1958年11月18日生)	1983年 4月 当社入社 2007年 6月 当社技術本部技術部長 2012年 4月 日清製粉株式会社取締役生産本部長 2012年 6月 当社執行役員 2015年 6月 当社取締役技術本部長 2019年 6月 当社常務執行役員技術本部長(現在に至る)	25,891株
	【取締役候補者とした理由】 小高 聡氏は、生産管理・技術開発等に関する豊富な経験・実績を有しており、当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、三村明夫、伏屋和彦、永井素夫の3氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。
3. 社外取締役候補者に関する事項
- (1) 三村明夫、伏屋和彦、永井素夫の3氏は、社外取締役候補者であります。また、3氏は東京証券取引所の実定独立性基準を踏まえて策定した当社の「社外役員の独立性に関する基準」(インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nisshin.com/ir/vision/governance/independence.pdf>))に掲載しております。)を満たしておりますので、3氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - (2) 三村明夫氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約11年であります。なお、同氏は、社外取締役就任前は当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は約14年であります。
 - (3) 伏屋和彦氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約5年であります。なお、同氏は、社外取締役就任前は当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は約11年であります。
 - (4) 永井素夫氏は、現在当社の社外取締役であり、在任期間は本定時株主総会終結の時をもって約1年であります。なお、同氏は、社外取締役就任前は当社の社外監査役であり、社外監査役に就任してからの年数は約5年であります。
 - (5) 三村明夫氏が社外取締役を務める日本郵政株式会社は、同社の子会社による不適正な保険募集等に関し、2019年12月27日に、総務大臣及び金融庁より業務改善命令を受けております。三村明夫氏は、これらの原因となった事実が明らかになるまで当該問題を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等においてグループガバナンスや内部統制の重要性の視点に立った提言を行っており、また、当該事実認識後は、当該事実の徹底的な調査及び再発防止を指示するなど、その職責を適切に果たしております。
 - (6) 永井素夫氏が社外取締役を務めるオルガノ株式会社は、2015年6月26日開催の同社定時株主総会において選任され社外監査役として就任した者が社外監査役としての要件を満たさず、2016年4月13日に当該監査役が辞任し補欠監査役が社外監査役に就任するまで、法令に定める社外監査役の数に欠けておりました。永井素夫氏は、当該監査役が社外監査役としての要件を満たさないことが判明するまで当該問題を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っており、また、当該事実認識後は、当該監査役の辞任及び補欠監査役の就任に向けての援助を迅速に行うとともに適切な引継に尽力するなど、その職責を適切に果たしております。

- (7) 永井素夫氏が2019年6月まで社外監査役（常勤）を務め、同月から社外取締役を務める日産自動車株式会社は、国内車両製造工場における完成検査に関して不適切な取り扱いがあったとして、国土交通省より2018年3月26日に業務改善指示を、同年12月19日に業務改善指導を受けております。また、同社が過去に提出した有価証券報告書において開示した役員報酬の虚偽記載等に関し、2020年2月27日付で金融庁長官から課徴金納付命令の決定を受けたほか、当該役員報酬の虚偽記載に関し、金融商品取引法違反（虚偽有価証券報告書提出罪）により同社及び同社の元役員が起訴されております。加えて、同社の元役員が会社法違反（特別背任罪）により起訴されております。永井素夫氏は、これらの原因となった事実が明らかになるまで当該問題を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立った提言を行っており、また、当該事実認識後は、当該事実の徹底的な調査及び再発防止を指示するなど、その職責を適切に果たしております。

以 上

<メモ欄>

A series of horizontal dotted lines for taking notes.

剰余金の配当のお知らせ

当社は、定款規定に基づき、2020年5月14日開催の取締役会におきまして、第176期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の期末配当につき、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 期末配当金 1株当たり 金17円
2. 効力発生日及び支払開始日 2020年6月26日(金曜日)

なお、第176期期末配当金関係書類は、2020年6月25日付でお届出ご住所宛に発送の予定です。